

医道倫理について



福岡県医師会 副会長 杉 健三
令和7年8月21日(木)



Fukuoka Medical Association

医 学

心身の病気を治し、健康を増進させる学問

医 療

医学と云う学問体系を社会に応用したもの



医師を取り巻く法律

①医師法

医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

②医療法

病院、診療所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

③健康保険法

保険医の登録、保険医療機関の指定、診療報酬、療養担当規則

④各種民法・刑法

Fukuoka Medical Association



医師法（１～３３条）

- | | |
|--------------|------|
| ●医師の任務 | 第１条 |
| ●免許の取り消し | 第７条 |
| ●診療の求めに応じる義務 | 第19条 |
| ●無診察治療の禁止 | 第20条 |
| ●異状死体等の届け出義務 | 第21条 |
| ●保健指導 | 第23条 |
| ●診療録 | 第24条 |

Fukuoka Medical Association



行政処分 対象事案

- 1) 医師法、歯科医師法違反
- 2) 保健師、助産師、看護師法等その他の身分法違反
- 3) 薬機法違反
- 4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反
- 5) 殺人及び傷害
- 6) 業務上過失致死（致傷）（交通事犯・医療過誤）
- 7) 猥せつ行為 8) 贈収賄 9) 詐欺・窃盗
- 10) 文書偽造 11) 税法違反 12) 診療報酬の不正請求等
- 13) 各指定医の指定取消等の処分理由となった行為

Fukuoka Medical Association



医道審議会医道分科会における行政処分

(2024年7月～2025年3月)

●免許取消: 5件

●医業停止: 3年(5件)、2年(3件)、1年9月(1件)、
1年(1件)、10月(1件)、9月(1件)、
8月(2件)、6月(2件)、5月(7件)、
4月(5件)、3月(5件)、2月(1件)

●戒告: 3件

Fukuoka Medical Association



医療法改正の変遷

- 第一次(昭和61年) 地域医療計画
- 第二次(平成 5年) 特定機能病院と療養型病床群の創設
- 第三次(平成10年) 域医療支援病院の創設
- 第四次(平成13年) 一般病床と療養病床の区分
- 第五次(平成19年) 医療機能情報提供制度と社会医療法人創設
- 第六次(平成26年) 医療・介護一括法案(医療介護給付確保促進法)
- 第七次(平成27年) 地域医療連携推進法人制度創設・医療法人制度見直し
- 第八次(平成29年) 特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化・医療に関する広告規制の見直し・持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等
- 第九次(令和4年) 医師の働き方改革(R6.4～)、コロナ禍の経験から5事業に新興感染症対策医療を追加し6事業、外来機能報告制度の創設

Fukuoka Medical Association

7

医療倫理に関する世界の変遷

ヒポクラテスの誓い(紀元前460～375頃)

世界医師会(WMA)1947年設立

医の倫理の国際綱領の決定

日本医師会(1951年加盟)福岡県医師会(2008年大会参加)

ジュネーブ宣言(1948年採択)

「職業人としてのパターンリズムの確立」

ヘルシンキ宣言(1964年採択)

「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則」

リスボン宣言(1981年採択)

「医療者の倫理的責任が明確に確立された」

Fukuoka Medical Association



8

患者の権利章典

医学・医療専門家集団の一員としての使命と義務を
宣言し、社会的・倫理的責任を公的に表明したもの

以前の医の倫理の規範は、病ある患者のために
医術を尽くし、生命の尊厳性を原則とするものの、
医師の裁量に基づき所謂パターンリズムを基礎と
するもの。

近年、インフォームド・コンセントにより、医
療における患者の生命に関する最終的な自己決定
権を保障する医療が確立された。

（「患者の権利章典」1973年米国病院協会採択）

Fukuoka Medical Association



ジュネーブ宣言

1. 医師の一人として、
2. 私は、人類への奉仕に自分の人生を捧げることを厳粛に誓う。
3. 私の患者の健康と安寧を私の第一の関心事とする。
4. 私は、私の患者のオートノミーと尊厳を尊重する。
5. 私は、人命を最大限に尊重し続ける。
6. 私は、私の医師としての職責と患者との間に、年齢、疾病もしくは障害、信条、民族的起源、ジェンダー、国籍、所属政治団体、人種、性的志向、社会的地位あるいはその他いかなる要因でも、そのようなことに対する配慮が介在することを容認しない。
7. 私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえその死後においても尊重する。
8. 私は、良心と尊厳をもって、そしてgood medical practiceに従って、私の専門職を実践する。
9. 私は、医師の名誉と高貴なる伝統を育む。
10. 私は、私の教師、同僚、および学生に、当然受けるべきである尊敬と感謝の念を捧げる。
11. 私は、患者の利益と医療の進歩のため私の医学的知識を共有する。
12. 私は、最高水準の医療を提供するために、私自身の健康、安寧および能力に専心する。
13. 私は、たとえ脅迫の下であっても、人権や国民の自由を犯すために、自分の医学的知識を利用することはない。
14. 私は、自由と名誉にかけてこれらのことを厳粛に誓う。

2017年10月
WMA総会で改訂

Fukuoka Medical Association

ヘルシンキ宣言

序文

1. 世界医師会(WMA)は、特定できる人間由来の試料およびデータの研究を含む、人間を対象とする医学研究の倫理的原則の文書としてヘルシンキ宣言を改訂してきた。

本宣言は全体として解釈されることを意図したものであり、各項目は他のすべての関連項目を考慮に入れて適用されるべきである。

2. WMAの使命の一環として、本宣言は主に医師に対して表明されたものである。WMAは人間を対象とする医学研究に関与する医師以外の人々に対してもこれらの諸原則の採用を推奨する。

- 一般原則
- リスク、負担、利益 • 科学的要件と研究計画書
- 研究倫理委員会 • プライバシーと秘密保持
- インフォームド・コンセント • プラセボの使用
- 研究終了後条項 • 研究登録と結果の刊行および普及
- 臨床における未実証の治療

など37項目について宣言

Fukuoka Medical Association

11

リスボン宣言

• 序文

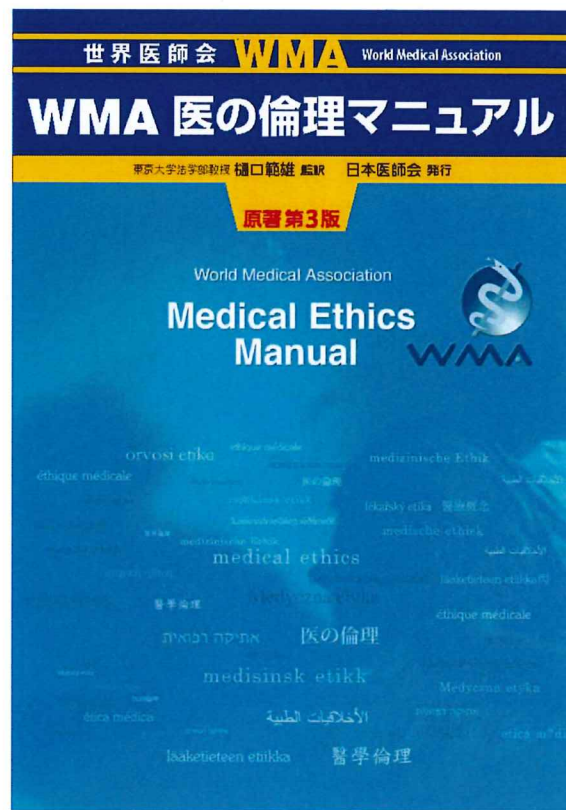
医師、患者およびより広い意味での社会との関係は、近年著しく変化してきた。医師は、常に自らの良心に従い、また常に患者の最善の利益のために行動すべきであると同時に、それと同等の努力を患者の自律性と正義を保証するために払わねばならない。以下に掲げる宣言は、医師が是認し推進する患者の主要な権利のいくつかを述べたものである。医師および医療従事者、または医療組織は、この権利を認識し、擁護していくうえで共同の責任を担っている。法律、政府の措置、あるいは他のいかなる行政や慣例であろうとも、患者の権利を否定する場合には、医師はこの権利を保障ないし回復させる適切な手段を講じるべきである。

1. 良質の医療を受ける権利
2. 選択の自由の権利
3. 自己決定の権利
4. 意識のない患者
5. 法的無能力の患者
6. 患者の意思に反する処置
7. 情報に対する権利
8. 守秘義務に対する権利
9. 健康教育を受ける権利
10. 尊厳に対する権利
11. 宗教的支援に対する権利

などについて宣言

Fukuoka Medical Association

12



URL: https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/000320.html

Fukuoka Medical Association

13



URL: https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/000250.html

Fukuoka Medical Association

14



伝統的な医の倫理（医師のモラル）

新しい医の倫理（患者の人権）

医学研究の倫理

医療倫理

生命倫理

職業倫理

Fukuoka Medical Association



福岡県医師会の取り組み

1) 医療安全

委員会の開催

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（H19～H27）

医療事故調査制度（H27.10～）

2) 自浄作用活性化

委員会の開催

ハートフル研修会

3) 相談電話

医療よろず相談電話

診療総合相談窓口

Fukuoka Medical Association

